

○国土交通省告示第七百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年六月一日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 秋田県北秋田市根森田字上悪戸及び字姫ヶ岱並びに森吉字家ノ下タ、字桐内、字桐内家ノ前、字桐内家ノ上エ岱、字滝ノ下タ、字家ノ上川反、字桐内家ノ上ミ岱、字桐内沢関下タ、字田ノ上、字ネキト、字桐内向、字桐内上岱ノ沢、字日廻岱、字橋岱、字樋ノ上、字馬立場、字東ノ又、字家ノ下モ、字深沢、字家ノ前、字ネハトリ沢、字社の後、字橋場岱、字漆下、字上ハ岱、字タクレ沢、字様田、字水上、字二重鳥、字羽根滝ノ沢、字向様田家ノ下モ、字小角沢、字向様田、字天津場、字羽根滝、字橋向、字惣瀬、字惣瀬沢、字ネネム沢、字森吉、字森吉家ノ下、字森吉家ノ前、字ハネコ、字火ノ沢、字森吉沢、字鷲ノ瀬、字地藏岱、字棚岱、字碎渕、字深渡家ノ上、字深渡家ノ前及び字丹瀬口地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県北秋田市根森田地内及び同市森吉地内に施行する「一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダムに関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1項に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件事業は同条第2項に基づく指定区間内に含まれていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川米代川水系米代川（以下「米代川」という。）は、秋田県、青森県及び岩手県の3県境に位置する中岳をその源とし、大湯川、阿仁川等の支川を合わせ、能代市において日本海へ注ぐ幹線流路延長136km、流域面積4,100km²の一級河川である。

米代川は、古くは、秋田杉を始め、鉱石や米等を運ぶ舟運が発達しており、秋田県北部における物資の流通航路として交通上重要な地位を占め、また、近年では、重要港湾能代港や東北縦貫自動車道弘前線及び東北横断自動車道釜石秋田線等の広域的な交通ネットワークの整備等による経済発展や産業構造の変化に伴い、農業用水、水道用水、工業用水、発電等の供給源としての役割を担うなど、秋田県北部における社会経済上重要な河川であるところ、過去に幾度も洪水被害に見舞われており、特に昭和47年7月の梅雨前線に伴う豪雨により、能代市（旧二ツ井町）では堤防が決壊するなど米代川流域で、家屋被害10,951戸、耕地被害8,288ha、道路及び橋梁の被害186箇所にも及ぶ被害が発生した。その後も昭和55年4月の融雪による洪水では、家屋の浸水289戸、耕地被害1,731ha、道路及び橋梁の被害439箇所の被害が発生し、また、平成10年6月の梅雨前線に伴う豪雨による洪水では、家屋の浸水27戸、耕地被害1,347ha、道路及び橋梁の被害119箇所の被害が発生した。

このように米代川流域では過去に幾度も浸水被害が発生している一方、かんがい期である夏場において無降雨が続くと河川流量が減少することから、昭和48年を始め、昭和53年、平成元年、平成4年、平成11年など頻繁に渇水に見舞われ、既得用水の安定的な取水や動植物の生息環境等に大きな影響を及ぼしている。

加えて、北秋田市の大野台地区における農業は、農業用水を山間部からの渓流水や湧き水に依存し、夏季の渇水時においては慢性的な水不足に陥るため、同地区では、葉たばこや飼料作物等の生産が主体で、品質が良く収益性が高い農作物の生産が困難であることから、農業の生産性の向上及び農業経営の安定合理화가阻害されている。

さらに、平成17年7月に策定された北秋田市の合川地区及び森吉地区における統合簡易水道事業第2回需給計画変更（以下「統合簡易水道事業計画」という。）に

よると、平成30年の水需要予測は、合川地区及び森吉地区の両地区とも、人口は減少傾向にあるものの、世帯数が増加するとともに、下水道の普及、福祉施設・病院施設の建設等により水需要の増加が予測されているところ、両地区の水道の整備状況は、地下水を水源として市営簡易水道を13箇所運営しているが、施設の老朽化や地下水の低下が慢性的に起こり、水道水源の不足が問題となっている。

このような状況に対して、米代川水系の治水対策としては、平成14年4月に策定された「米代川水系河川整備基本方針」（以下「基本方針」という。）において、年超過確率1/100年規模の大雨による洪水を対象にして基準地点二ツ井での基本高水のピーク流量を9,200 $\text{m}^3/\text{秒}$ と定め、このうち1,000 $\text{m}^3/\text{秒}$ を洪水調節施設により調節し、河道への配分流量を8,200 $\text{m}^3/\text{秒}$ としている。本件事業は、この洪水調節機能の一つとして、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第1項及び第5項の規定に基づき、平成12年6月に告示された変更後の基本計画（以下「ダム基本計画」という。）において、小又川の本件事業実施地点で、年超過確率1/100年規模の大雨による洪水を対象に、計画高水流量2,300 $\text{m}^3/\text{秒}$ のうち2,200 $\text{m}^3/\text{秒}$ を調節することとしている。

一方、渇水時にも米代川における既得用水の安定的な取水や動植物の生息環境の保全等の流水の正常な機能を維持するため、基本方針では、基準地点二ツ井における正常流量を概ね45 $\text{m}^3/\text{秒}$ と定め、平成17年3月に策定された「米代川水系河川整備計画」において、10年に1回程度起こり得る渇水時においても、基準地点米内沢地点で概ね9 $\text{m}^3/\text{秒}$ 、基準地点二ツ井地点で概ね42 $\text{m}^3/\text{秒}$ の流量を確保することとしている。これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業において17,100,000 m^3 の容量を確保し、渇水時に必要な流量を補給することとしている。

加えて、農業基盤の整備を図るため、秋田県により北秋田市の大野台地区において、「担い手育成畑地帯総合整備事業」として新たに200haの畑地造成が計画されているところ、ダム基本計画では、かんがい期におけるかんがい用水として最大取水量0.145 $\text{m}^3/\text{秒}$ 、年間総取水量793,100 m^3 を供給することとし、このため、本件事業において270,000 m^3 の容量を確保することとしている。

さらに、今後も増加することが予測される北秋田市の合川地区及び森吉地区における水道水源対策として、統合簡易水道事業計画において平成30年の合川地区及び森吉地区の1日最大給水量をそれぞれ考慮し、ダム基本計画において、両地区の1日最大取水量をそれぞれ5,000 $\text{m}^3/\text{日}$ 、4,500 $\text{m}^3/\text{日}$ とし、本件事業において230,000 m^3 の容量を確保し、水道用水の安定的な供給を図ることとしている。

なお、本件事業の影響により、東北電力株式会社の小又川発電所が、発電所本体は水没しないものの、取水口が貯水池内となるため、稼働が不可能となり最大出力3,000kWの発電機能が失われることになることから、新たに本体事業の貯留水を利用し、最大出力10,600kW、年間可能発生電力量52,590MWh、月平均約14,800世帯への供給が可能となる森吉発電所（仮称）を本件事業より1.0km下流の右岸側に建設することとしている。

本件事業は、これらに基づき、小又川に洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び水道用水の確保並びに発電を目的とした多目的ダムの建設工事を行

うものであり、本件事業の完成により、他の洪水調節と相まって、基準地点二ツ井での年超過確率1/100年規模の大雨による洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、米代川流域における浸水被害が軽減されることとなる。また、10年に1回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を補給することが可能となり、さらに、北秋田市の大野台地区における農業用水の需要水量及び今後も増加が予測される北秋田市の合川地区及び森吉地区における水道用水の需要水量並びに電力の供給に必要な水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の安全、既得用水の安定的な取水、河川環境の保全、農業の生産性の向上による農業経営の安定合理化、北秋田市の合川地区及び森吉地区の水道用水の安定的な確保並びに電力の安定した供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が昭和62年2月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月28日閣議決定）等に基づき環境影響評価を実施したところ、水温変化及び濁水現象については本件事業による影響はなく、また、富栄養化現象についてもその発生の可能性は低いものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物であるイヌワシ及びクマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物であるオジロワシ、オオタカ及びクマタカが確認されているが、事業施行後も生息環境が広く残存することから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。さらに、本件事業地内の土地には、環境省レッドデータブックに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているサルメンエビネ、イトトリゲモ、マルバノサワトウガラシ等が確認されたが、起業者は、移植を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

また、本件事業地内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が60箇所存在するが、起業者は、秋田県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、米代川の氾濫による浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び水道用水の確保並びに発電を目的として、堤高89.9

m、総貯水容量78,100,000m³のロックフィルダムの建設工事を施行するものである。本件事業の事業計画は、(1)で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持に必要な流量、かんがい用水及び水道水の需要水量並びに発電に必要な水量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトについては、地形、地質的条件から小又川流域において、貯水に必要なダム高を確保できるように両岸が十分高く、ダム堤頂長を短くするために両岸が接近し、また、ダムの背後に貯水量を十分確保できる位置として阿仁川合流点から約4.0km上流の根森田サイト案、同合流点から約4.6km上流の桐内（Ⅰ）案及び同合流点から約5.0km上流の桐内（Ⅱ）案（以下「申請案」という。）について検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は、取得必要面積は根森田サイト案に比べ多くなるものの、水没戸数は桐内（Ⅰ）案と並んで少なく、ダムの安全性を確保するための地形及び地質上最も適していること、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、米代川は過去に何度も豪雨等による氾濫が生じ浸水被害が発生していること、夏季にしばしば渇水に見舞われ、既得用水の安定的な取水や動植物の生息・生育環境等に大きな影響を及ぼしていること、北秋田市の大野台地区で夏季の慢性的な水不足により農業の生産性の向上及び農業経営の安定合理化が阻害されていること、北秋田市の合川地区及び森吉地区では今後も水需要が増加すると予測され、水道水源が不足することが見込まれていることなどから、米代川流域の浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び水道水の確保並びに電力供給のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、米代川流域の自治体の長や議会議長からなる森吉山ダム建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 秋田県北秋田市役所